

とくしま医療センター東病院障害者虐待防止規程

(目 的)

第1条 この規程は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)」に定めるものの他、独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター東病院(以下「当院」という。)の利用者である障害者(以下、単に「障害者」という。)に対する虐待の防止及び発生した障害者虐待への対応について定め、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の意義は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)」に定めるものの他は、次に定めるところによる。

- 一 職員 当院の常勤職員、非常勤職員、期間職員をいう。
- 二 委託職員等 当院を勤務場所とする職員以外の者をいう。
- 三 実習生 当院を実習施設とする看護学生等をいう。

(虐待防止責任者)

第3条 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、当院に虐待防止責任者を置く。
2 虐待防止責任者は院長があたるものとする。

第4条 虐待防止責任者の職務は次のとおりとする。

- 一 院内における障害者虐待の未然防止。
- 二 職員、委託職員等及び実習生(以下「職員等」という。)への啓発、普及。
- 三 院内で発生した障害者虐待への対応、再発防止。
- 四 その他障害者虐待の防止に関し必要と認められるもの。

(苦情・通報受付窓口)

第5条 障害者及びその家族または職員等からの苦情及び通報に対応するため、当院に苦情・通報受付窓口を設置する。

2 苦情・通報受付窓口は独立行政法人とくしま医療センター東病院医療安全管理規程第15条に定める患者相談窓口がこれを兼ねる。

第6条 苦情・通報受付窓口は、苦情及び通報があった場合には、遅滞なくその内容を文書にまとめ、虐待防止委員会(以下「委員会」という。)に報告するものとする。

(虐待防止委員会)

第7条 虐待防止責任者は、委員会を設置する。

- 2 委員会に必要な事項は別に定める。
- 3 虐待防止責任者は、委員会の決議事項を尊重しなければならない。

(職員研修)

第8条 虐待防止責任者は、虐待防止を啓発・普及するために、職員等に対し、研修を実施しなければならない。

- 2 職員は年1回以上の研修を受講するよう努めなければならない。

第9条 虐待防止責任者は、前条の研修の他、掲示物等を利用し職員等の意識の向上を図るよう努めなければならない。

(身体拘束・隔離)

第10条 正当な理由を有するやむを得ない身体拘束及び隔離については、別に定められたガイドラインに従い実施する。

(通報)

第11条 障害者虐待を発見した職員等は、遅滞なく当院の苦情・通報受付窓口へ通報しなければならない。

- 2 職員等が、前項の通報に併せ、当該職員等が直接市町村の設置する障害者虐待防止センターへ通報することを妨げない。ただし、その旨を当院の苦情・通報受付窓口へ報告しなければならないこととする。

第12条 前条第1項の通報があり、障害者虐待防止センターへの通報が行われていない事案については、速やかに委員会で検証するものとする。

- 2 委員会での検証の結果、障害者虐待防止センターへ通報すべきものと判断された場合は、直ちに虐待防止担当者より通報を行うこととする。

(通報担当者)

第13条 障害者虐待防止センターへの通報担当者は、経営企画室長とする。

(職員等による障害者虐待への対応)

第14条 職員による障害者虐待発生後の対応は、医療事故発生時の対応に準ずる。ただし、医療安全管理委員会の業務に関しては、虐待防止委員会がこれを担う。

(再発防止)

第15条 虐待防止責任者は、職員による障害者虐待の発生に対し、速やかに再発防止策を講じなければならない。

(成年後見制度の活用)

第16条 虐待防止責任者は、障害者の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障害者及びその家族に啓発し、その利用にあたり必要な支援を行う。

附則

この規程は、平成25年 1月 1 日から施行する

平成26年4月1日一部改訂

平成30年 8 月21日一部改訂

平成30年 8 月27日一部改訂

令和 2 年 7 月20日一部改訂

令和 6 年 4 月 1 日一部改訂

令和7年 4月1日一部改訂